

# 放送法施行規則に基づく書類の提出・報告

## 「受信契約者数の記録」の提出について

### 放送法施行規則第169条

一般放送事業者は毎年6月末日までに、前年4月1日から当年3月31日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。

具体的には・・・

「様式1」(一般放送に係る受信契約者数の記録)に、必要事項を記載の上、ご郵送ください。

★1設備につき1枚で作成してください。

★送付部数は1設備につき1部です。

(返送をご希望の場合は、各2部及び返信用封筒を同封願います。)

★様式ダウンロードはこちら↓

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/houso/yusen/yusen-hokoku.html>

＜ご提出・お問い合わせ先＞ 総務省 信越総合通信局 放送課 有線放送担当  
〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎  
TEL 026-234-9993 FAX 026-234-9999